

info
03

人間ドック・脳ドックの助成

～国民健康保険および後期高齢者医療の加入者の受診料の一部を助成します～

- ▷同一年度内の受診はいずれか一つ、1回限りの助成*となります。
- ▷脳ドックは、市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した場合も助成対象となります。

* 日帰りドック（または宿泊ドック）と脳ドックを同時に受診した場合は、申請するドックの種類を選択してください。2種類のドックを申請した場合、助成金額が大きい方を助成の対象とします。また、脳ドックが助成対象になった場合でも、保健指導などの観点から（日帰りドック・宿泊ドック）の結果票の写しの提出にご協力をお願いします。



ドック受診後、医療機関の窓口で全額費用を支払い、受診結果が届いたら申請してください。

申請期限 令和7年3月31日(月)

※令和7年3月に受診し、受診結果が手元がない場合はご連絡ください。

国民健康保険の被保険者

■助成対象

満40歳以上の方で、次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、市税などを滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査を受けていない方**（脳ドックについてはこの限りではありません）
- (3) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

■手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②支払ったドック費用の領収書
- ③受診結果の原本書類
- ④助成金を受け取るための世帯主名義の口座内容が確認できるもの（世帯主以外の口座を希望する場合は、委任状が必要になります）
- ⑤特定健康診査の受診券（手元にある方のみ、裏面の質問票を記入し、持参してください）

後期高齢者医療の被保険者

■助成対象

次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、市税などや後期高齢者医療保険料を滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けていない方**（脳ドックについてはこの限りではありません）
- (3) 市の国民健康保険事業による人間ドックなどの助成を受けていない方
- (4) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

■手続きに必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②支払ったドック費用の領収書
- ③受診結果の原本書類
- ④助成金を受け取るための本人の口座内容が確認できるもの

助成金額

- ①領収書の金額が右表の種別ごとの基準額を超えた場合は、種別ごとの上限額
- ②領収書の金額が右表の種別ごとの基準額を超えない場合は、領収書の金額の2分の1とし、百円未満を切り捨てた額

種別	基準額	助成割合	助成金額（上限）
①人間ドック（日帰り）	40,000円	2分の1	20,000円
②人間ドック（宿泊）	70,000円		35,000円
③脳ドック	44,000円		22,000円

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)